

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた事業実施方針について

令和2年6月8日改定
社会福祉法人長野県社会福祉協議会

本会では、令和2年3月以来、地域福祉推進事業や福祉職員の研修事業などを休止して感染症拡大防止に取り組むとともに、生活福祉資金貸付事業をはじめとする生活支援や福祉・介護サービス事業所の事業継続支援に取り組んできました。

この度、緊急事態宣言が解除されたことに伴い、感染拡大防止に引き続き留意しつつ、市町村社会福祉協議会や関係団体と連携しながら、「ともに生きる ともに創る 地域共生・信州」の実現に向けて積極的な取組を行っていきます。

〈事業実施方針〉

1 「ともに生きる」理念を発信し続けます。

- 「自粛生活」のストレスを背景に、人々の間に広がる不寛容な意識を和らげ、今できるボランティア情報の発信などを通して、ボランティアや支え合い活動を推進します。
- 「ソーシャル・ディスタンス」が求められる中、地域での孤立を防ぐため、多様な主体によるきめ細かな見守りや支え合い活動を応援します。

2 新たな事業スタイルを工夫しながら「ともに創る」を実践します。

- 失業者の増加など経済的環境が厳しくなる中で、生活福祉資金貸付事業や新たに実施する緊急就労支援事業など必要な支援を創造し、生活や就労の支援を拡充します。
- 食料支援事業へのニーズの高まりに対応した「緊急支援食糧募集キャンペーン」に取り組むとともに、社会福祉協議会とNPOの連携による全県的な食料支援の仕組みを整備します。
- 福祉・介護現場において、感染症予防に取り組みながらサービス継続がはかれるよう、アドバイザー派遣や情報発信に取り組むとともに、福祉人材確保策を強化します。
- 福祉職員の研修事業では、感染拡大予防に努めつつ、WEBの活用や運営上の工夫に取り組むとともに、関係団体にそのノウハウを提供します。
- 広く県民の参集を予定する事業については、県のロードマップに従って密を避ける対策を講じながら、可能な限り「人と人が集い、つながる場」の復活を目指します。

3 本会の働き方改革をさらに進めます。

- 時差勤務や弾力的な勤務体制など職員の多様な働き方の導入を加速します。
- ICTを活用した業務スタイルの効率化をさらに促進します。